

「ふくしま観光復興促進特区」

1. 新地町へ指定事業の 指定申請

指定を受けようとする法人(又は個人事業者)は、
①指定申請書、②指定事業者実施計画書、③指定要件に関する宣誓書に必要書類
(定款、登記事項証明書等)を添えて、新地町へ指定の申請をします。

2. 新地町による指定

申請を受けた新地町は、指定要件を満たしているかの審査を行い、原則1ヶ月以内に
申請を満たしている申請者に対しては「指定書」を交付します。なお、指定するか否か
にかかわらずその内容等について公表することとなっております。

3. 新地町へ指定に係る事業 の実施状況報告

指定事業者は、実施状況報告書に必要書類(賃借対照表、雇用名簿、給与支給額
一覧等)を添えて、事業年度終了後1ヶ月以内に新地町へ提出します。

4. 新地町による認定

実施状況報告書の提出を受けた新地町は、原則1ヶ月以内に指定事業者に対して
復興推進事業の実施に係る認定書を交付します。

5. 確定申告

指定事業者は、交付された「認定書」をもって、税制上の特例措置に係る確定申告を
行います。
※認定書の交付をもって特例措置を受けられるものではありません。認定とは別に、
税務署による税務上の審査が行われます。

【例】7月に事業者指定を受けた場合
※決算時期：個人 12月
 法人 3月 として

1. 6月 新地町へ「指定申請書」及び
「指定事業者事業実施計画書」を提出
2. 7月 新地町より「指定書」交付
指定を受けた日以降に
・事業の用に供したのもの
又は
・被災者に対して支払われた給与等
が、控除対象
3. 事業年度終了後、1ヶ月以内に「実
施状況報告」を新地町へ提出
個人事業者
12月決算 1月に報告書提出
法人事業者
3月決算 4月に報告書提出
4. 認定書交付
報告書提出を受け、認定書を交付
個人事業者 2月認定書交付
法人事業者 5月認定書交付
5. 確定申告
個人事業者 2月～3月確定申告
法人事業者 5月～6月確定申告